

資料 6 .

奈良県河川整備課からの情報提供

奈良県河川整備課からの情報提供

共通

・ 国管理区間

・ 県管理区間

取組機関

奈良県

連携機関

なし

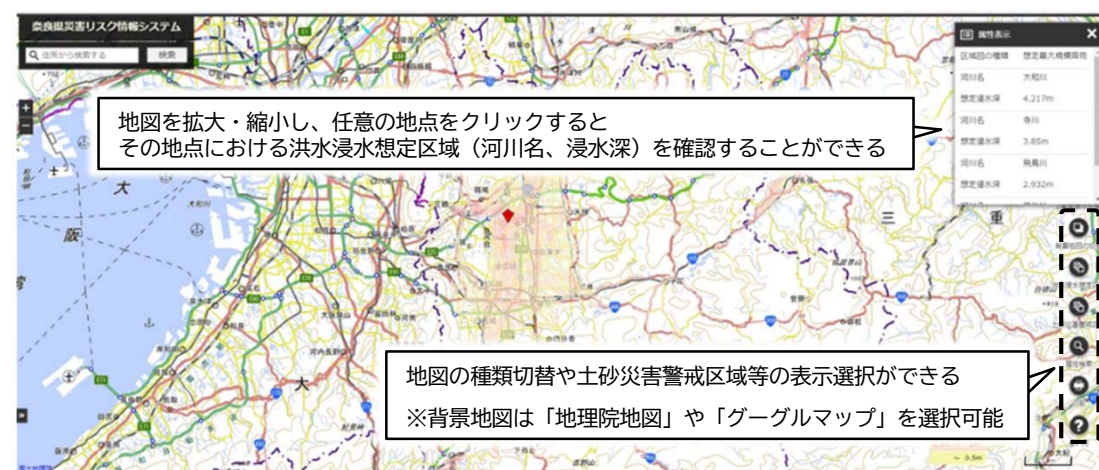
取組内容

想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表

◎取組概要

浸水想定区域図を奈良県災害リスク情報システム上で公開

降雨情報や土砂災害に関する情報を確認することができるシステムに改良を行い、これまで河川ごとにホームページ上にPDFで公開していた浸水想定区域図が、奈良県災害リスク情報システム上で閲覧可能になった。地図上の任意の地点をクリックすると、どの河川から浸水のリスクがあるのかや、河川ごとにその詳細な浸水深を確認することができるほか、土砂災害警戒区域等と洪水浸水想定区域図を同時に確認することも可能。



特徴① 細かな浸水深まで確認できる

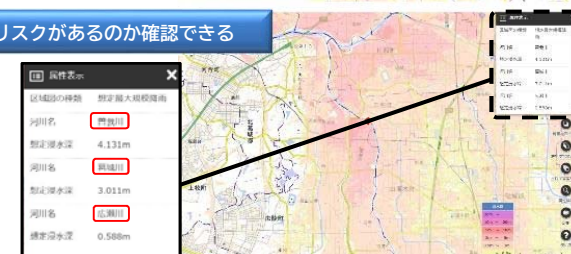
地図上の任意の地点をクリックすると、シミュレーションに基づく詳細な浸水深が表示される。



特徴② どの河川からの浸水リスクがあるのか確認できる

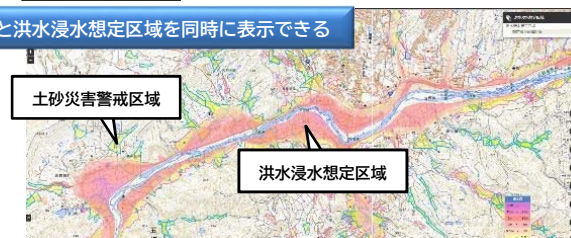
地図上の任意の地点をクリックすると、どの河川からの浸水リスクがあるのかを確認できる。

地図上では、最大の浸水深が着色されている。



特徴③ 土砂災害警戒区域等と洪水浸水想定区域を同時に表示できる

『土砂災害警戒区域等』と『洪水浸水想定区域』を同時に確認することができる。



奈良県災害リスク情報システム
(スマホ版)



スマートフォンを使えば、位置情報を用いて**現在地のハザード情報の確認**ができる

土砂災害特別警戒区域等を表示
現在地を表示

奈良県河川整備課からの情報提供

共通

国管理区間

県管理区間

取組機関

奈良県

連携機関

なし

取組内容

リアルタイム情報の沿川住民への提供

◎取組概要

河川情報システムホームページやアラームメールを改良

アクセスの多いスマートフォン用サイトを改良し、PC版サイトのトップページ同様の水位基準超過状況および大雨洪水警報注意報発表状況一覧が確認可能になった。



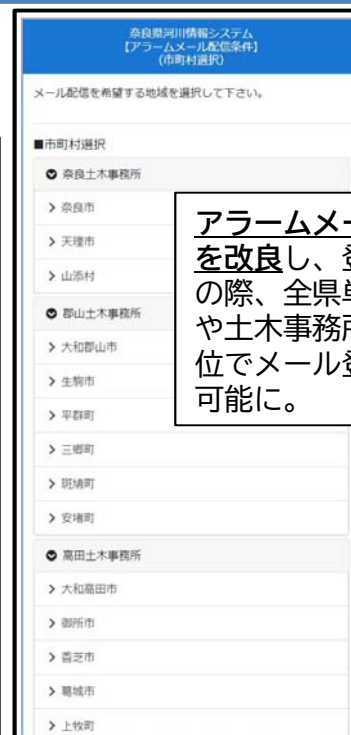
奈良県河川情報システム
(スマホ版)



[\[詳細情報\]](#)
[ボタンクリック](#)



PC用サイトへのリンクも追加

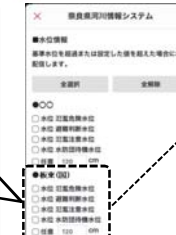


アラームメール
を改良し、登録
の際、全県単位
や土木事務所単
位でメール登録
可能に。



奈良県河川情報システム
メール配信サービス
(スマホ版)

メール配信対象の水位計に河川事務所設置（国）の水位計を新たに追加



●板東(国)

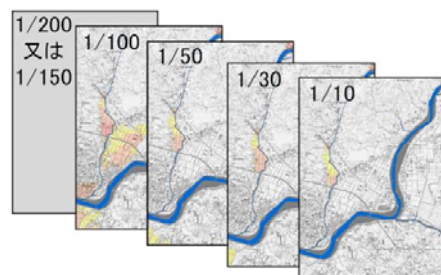
- ☐ 水位 氾濫危険水位
☐ 水位 避難判断水位
☐ 水位 氾濫注意水位
☐ 水位 水防団待機水位
☐ 任意 120 cm

取組機関	奈良県	連携機関	なし
取組内容	水害ハザードマップへの反映		

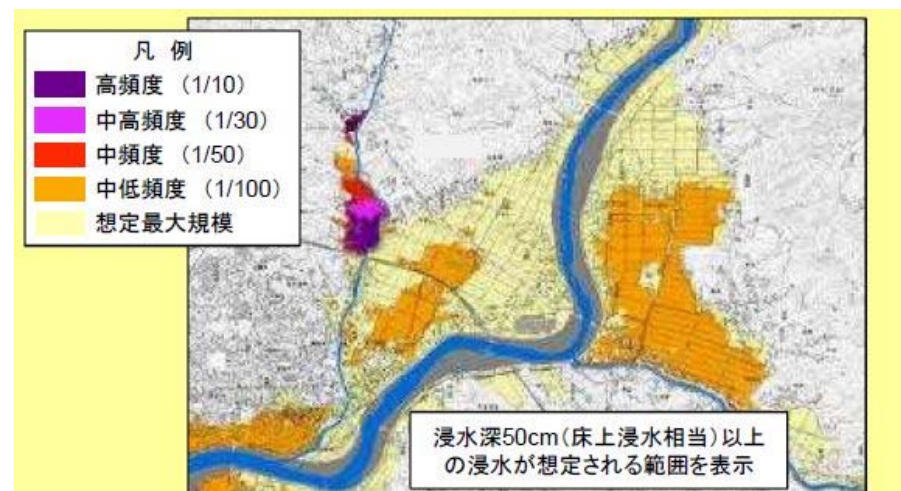
◎取組概要

水害リスクマップの作成

想定最大規模降雨を対象とした「洪水浸水想定区域図」に加えて、土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組を推進することを目的として、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにするため、「多段階の浸水想定図」及び「水害リスクマップ」を現在作成を進めており、今年度完成予定。



高頻度から中頻度で発生する降雨規模毎（年超過確率1/10、1/30、1/50、1/100、1/150 又は1/200）に作成した浸水想定図。



多段階の浸水想定図を用いて、降雨規模毎の浸水範囲を浸水深毎（0.0m以上、0.5m以上（床上浸水）、3.0m以上（1階居室浸水））に重ね合わせて作成した図面。

- ・事前に土地の水害リスクを把握し、防災まちづくりや企業立地等の参考となる。
- ・水害リスクの意識向上。
- ・10～50年に1度の雨量という、従来のハザードマップと比べてより身近な規模の災害リスクをカバー。

【目的】

市町村長は水防法15条に基づき、洪水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民の方々に周知することとなっています。【法的義務】

令和3年5月の水防法改正により、洪水浸水想定区域の指定に中小河川が追加され、水害リスク情報の空白地帯の解消を目指すこととされました。県において、中小河川の洪水浸水想定区域図を作成し、令和5年5月に公表しています。これを受け、市町村において、中小河川も含めた水害ハザードマップの作成・更新を進めています。

R6.12時点で奈良県内の中小河川を反映した洪水ハザードマップ作成率は、**26%(10/39)**

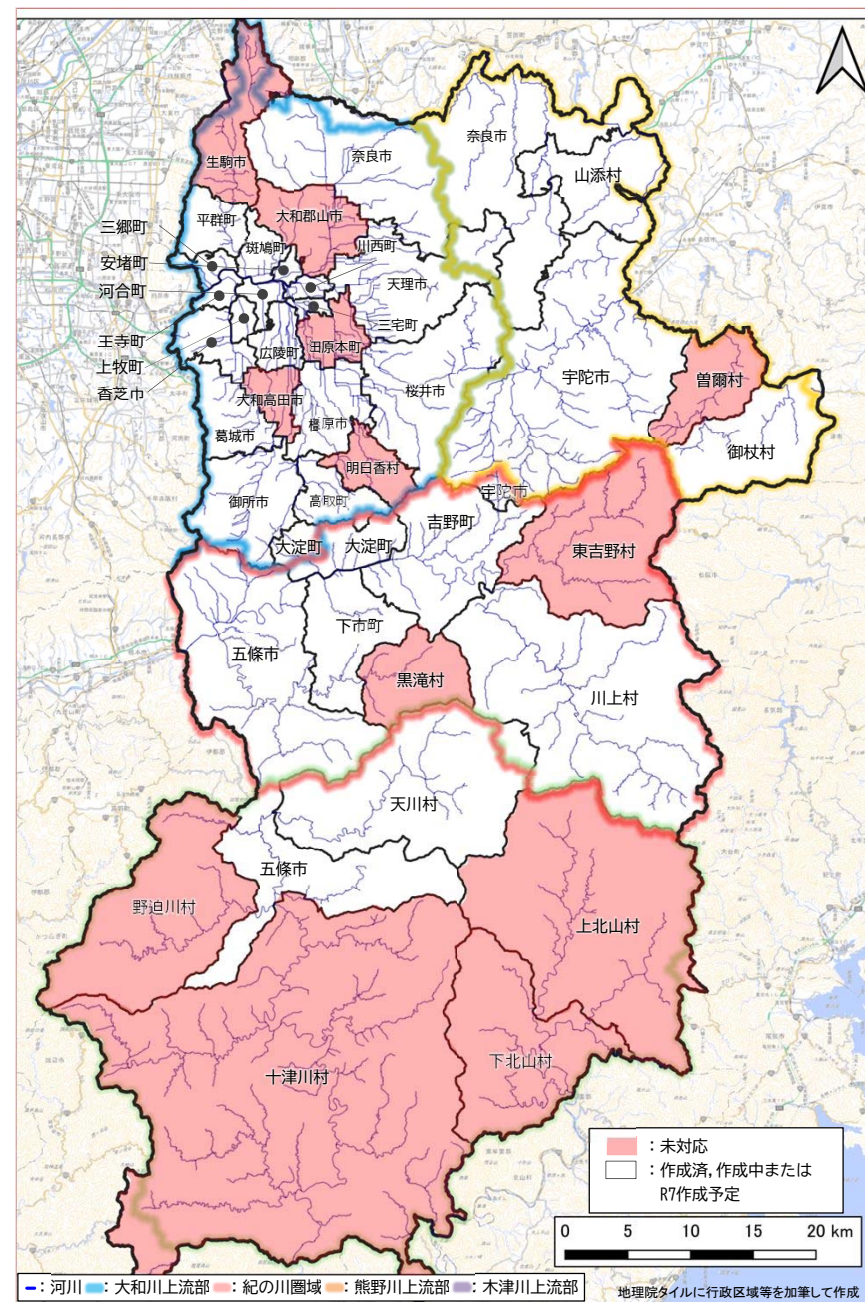
【令和8年度までの作成を目標】

(R6.12末時点)

中小河川を反映させた洪水ハザードマップ									
市町村	作成済	作成中 (R6年度)	来年度作成 (R7年度)	水位周知河川の 水害ハザードマップ 作成	市町村	作成済	作成中 (R6年度)	来年度作成 (R7年度)	水位周知河川の 水害ハザードマップ 作成
奈良市	○			○	曾爾村	×			—
大和高田市	×			○	御杖村	×	○		—
大和郡山市	×			○	高取町	○			○
天理市	×		○	△	明日香村	×			○
橿原市	×	○		○	上牧町	○			○
桜井市	○			○	王寺町	×	○		○
五條市	○			○	広陵町	×	○		○
御所市	○			○	河合町	×		○	○
生駒市	×			○	吉野町	×		○	○
香芝市	○			○	大淀町	×	○		○
葛城市	×		○	○	下市町	×		○	○
宇陀市	×	○		○	黒滝村	×			○
山添村	×	○		○	天川村	×	○		—
平群町	×		○	○	野迫川村	×			—
三郷町	○			○	十津川村	×			—
斑鳩町	×	○		○	下北山村	×			—
安堵町	○			○	上北山村	×			—
川西町	×		○	○	川上村	○			○
三宅町	×		○	○	東吉野村	×			○
田原本町	×			○	合計	10市町村	9市町村	8市町村	対象すべて作成

天理市において一部未作成

—:対象外



＜奈良県内中小河川を反映させたハザードマップ作成状況＞

【目的】

「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある 場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。

水防法15条により、洪水浸水想定区域図内にあり、市町村が作成する地域防災計画に記載されている要配慮者利用施設の管理者は避難確保計画の作成義務があります。

また、市町村長は避難確保計画を促進するため、計画を作成していない施設管理者に対して、期間を定めて作成の指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができるとされています。

県では、要配慮者利用施設の避難確保計画作成率100%を目指し、引き続き作成状況を確認するとともに、関係市町村と連携して支援を行っていきます。

奈良県内の地域防災計画の見直し率は38.5%

(R6.12月末時点)

市町村	地域防災計画の見直し	作成率	避難確保計画 作成対象施設	作成数	未作成数
奈良市	○	96%	187	180	7
大和高田市	○	100%	12	12	0
大和郡山市	×	100%	56	56	0
天理市	×	100%	28	28	0
橿原市	×	99%	73	72	1
桜井市	×	100%	10	10	0
五條市	○	100%	21	21	0
御所市	○	100%	18	18	0
生駒市	○	86%	29	25	4
香芝市	○	2%	87	2	85
葛城市	×	43%	7	3	4
宇陀市	×	100%	13	13	0
山添村	×	100%	1	1	0
平群町	×	83%	6	5	1
三郷町	×	100%	2	2	0
斑鳩町	×	55%	42	23	19
安堵町	○	100%	6	6	0
川西町	○	6%	17	1	16
三宅町	○	100%	7	7	0
田原本町	×	100%	87	87	0

作成率: 0～49% 50～75% 76～99% 対象外

市町村	地域防災計画の見直し	作成率	避難確保計画 作成対象施設	作成数	未作成数
曾爾村	×	-	0	0	0
御杖村	×	-	0	0	0
高取町	○	-	0	0	0
明日香村	○	-	0	0	0
上牧町	×	0%	3	0	3
王寺町	×	84%	51	43	8
広陵町	○	100%	30	30	0
河合町	×	0%	2	0	2
吉野町	×	75%	4	3	1
大淀町	×	-	0	0	0
下市町	×	100%	3	3	0
黒滝村	×	100%	3	3	0
天川村	×	-	0	0	0
野迫川村	×	-	0	0	0
十津川村	○	-	0	0	0
下北山村	○	-	0	0	0
上北山村	×	-	0	0	0
川上村	○	-	0	0	0
東吉野村	×	100%	4	4	0
合計	38.5% (15/39)	81.3%	809 (28市町村)	658	151

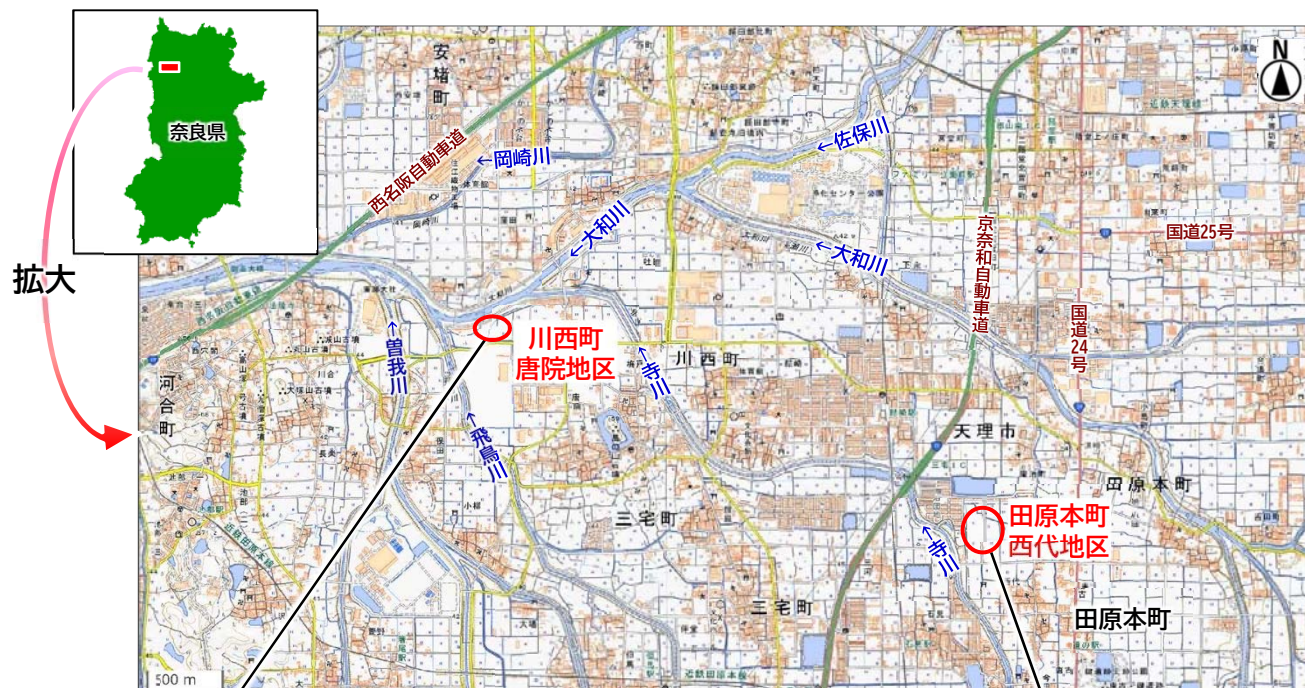
「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)に基づき地域防災計画の見直しが完了



川西町と田原本町で貯留機能保全区域を全国初指定

貯留機能保全区域

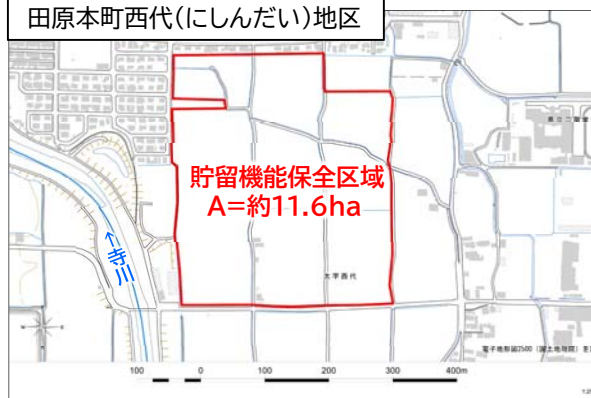
◆ 土地所有者の同意が得られた川西町唐院(とういん)地区(約3.7ha)と田原本町西代(にしんだい)地区(約11.6ha)を、令和6年7月30日に全国で初めて「貯留機能保全区域」に指定しました。



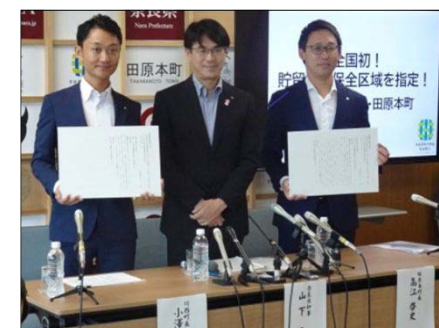
川西町唐院(とういん)地区



田原本町西代(にしんだい)地区



- ・ 貯留機能保全区域の全国初指定に伴い、R6. 7. 30に知事定例記者会見において川西町長、田原本町長と合同で記者会見を行いました。
- ・ また、R6. 8. 7には、指定を記念して現地に設置した記念碑の除幕式および指定に同意頂いた地元代表に両町長から感謝状の授与を行いました。



R6. 7. 30 奈良県知事定例記者会見
(左)川西町長、(中)奈良県知事、(右)田原本町長



貯留機能保全区域の記念碑 (川西町)



R6. 8. 7 除幕式
(現地とリモートでつなぎ、除幕式を実施)

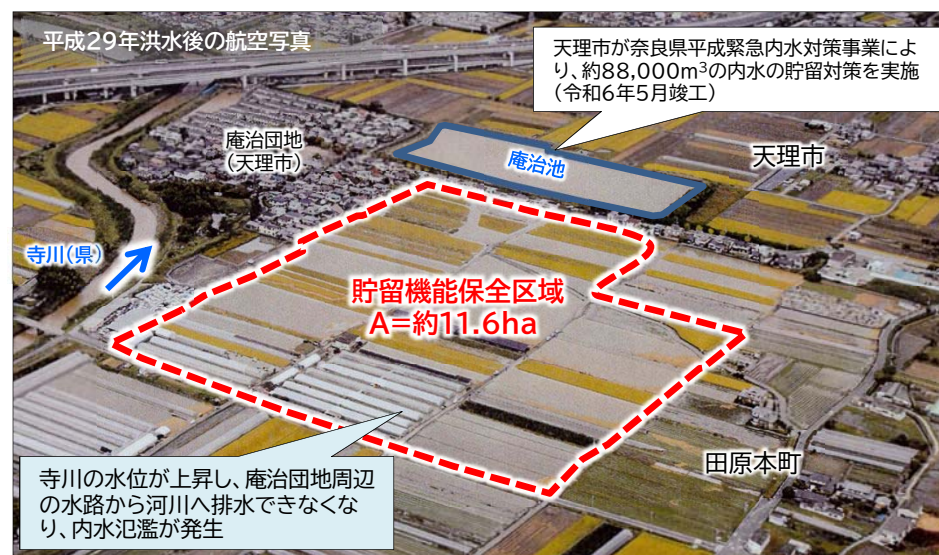
川西町 唐院(とういん)地区

- 川西町唐院地区では、大和川などの水位上昇により、毎年のように内水氾濫が発生
- 令和5年6月豪雨でも内水氾濫が発生し、河川沿いの低地が浸水。この豪雨では家屋浸水は免れたが、家屋周辺の低地(田畑)が開発等により盛土された場合、逃げ場を失った内水が周辺家屋等にまで拡大することが懸念
- 地域の安全を守るため、内水の遊水機能(貯留機能)を保全していくことに同意が得られた約3.7ヘクタールの田畑を貯留機能保全区域に指定



田原本町 西代(にしんだい)地区

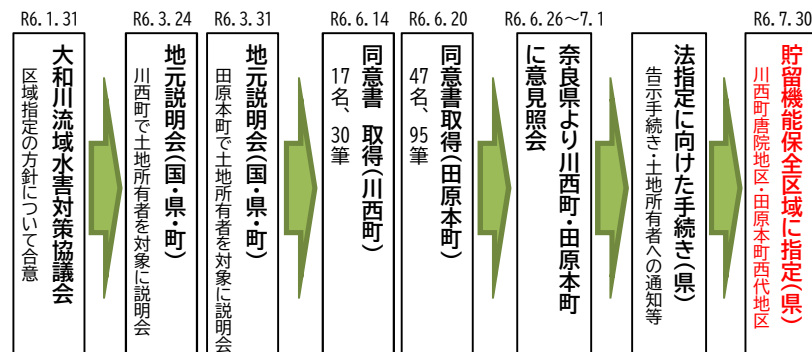
- 天理市庵治町(おうじちょう)周辺の住宅地や田原本町西代周辺の田畑では、寺川の水位により、内水氾濫が発生しやすい
- 平成29年10月豪雨では大規模な内水氾濫が発生し、天理市の庵治団地で78軒の家屋浸水被害が発生
- 地域の安全を守るため、田畑の遊水機能(貯留機能)を保全していくことに同意が得られた約11.6ヘクタールの田畑を貯留機能保全区域に指定



内水氾濫の状況



指定までの取組



区域がさらに拡大 ～大和郡山市でも貯留機能保全区域を指定～

貯留機能保全区域

- ◆ 土地所有者の同意が得られた**大和郡山市番条(ばんじょう)地区**(約3.6ha)で、川西町・田原本町に続き、令和6年12月24日に**全国3例目**となる「**貯留機能保全区域**」を指定しました。
- ◆ これにより、大和川流域水害対策計画で貯留機能保全区域の指定の検討を先行するとしていた大和郡山市、川西町、田原本町の3市町で区域指定を行うことができました。

大和郡山市 番条(ばんじょう)地区

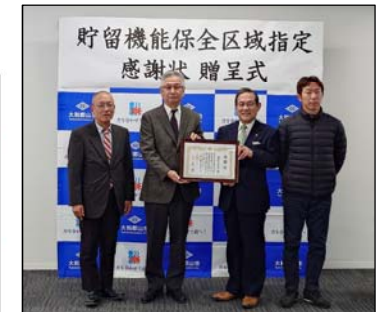
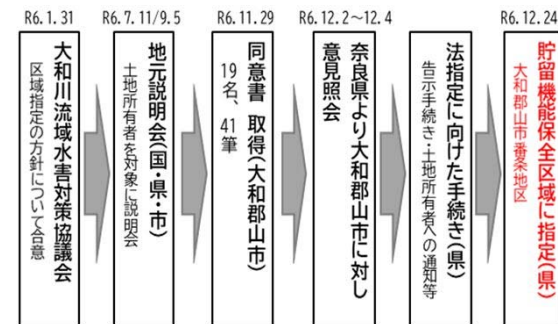
- 大和郡山市番条地区では、佐保川の水位上昇により毎年のように内水氾濫が発生
- 令和5年6月豪雨でも内水氾濫が発生し、河川沿いの低地が浸水。この豪雨では家屋浸水は免れたが、家屋周辺の低地(田畑)が開発等により盛土された場合、逃げ場を失った内水が周辺家屋等にまで拡大することが懸念
- 地域の安全を守るため、内水の遊水機能(貯留機能)を保全していくことに同意が得られた約3.6ヘクタールの田畑を貯留機能保全区域に指定



豪雨による浸水状況(平成7年7月)



指定までの取組



R7.1.16 感謝状贈呈式
市長(右から2番目)から
地元関係者へ感謝状を贈呈

土地所有者の方からの主な意見(大和郡山市、川西町、田原本町)

- 【区域指定に協力すべきという意見】
 - ・ 指定範囲をもっと広げた方がよい。地域として守るのであれば地域全体を指定したらどうか。
 - ・ ここはもともと水がたまる場所。これまでどおり農業を続けることができるのであれば、貯留機能保全区域に指定されても何も変わることはない。
 - ・ 内水が貯まる場所で盛土が行われた結果、内水の上昇が早くなったと感じる。これ以上、盛土が行われないように地域として区域指定に協力すべき。
- 【ハード対策を求める意見】
 - ・ 貯留機能保全区域は水がたまる場所＝農作物は被害にあってもいいということなのか。区域を指定する前に浸水被害を軽減する施策を展開すべき。
 - ・ 貯留機能保全区域を指定する前に、ハード対策(河川改修や堆積土砂撤去などの維持管理)をしっかり行うべきではないのか。
- 【区域指定に協力する土地所有者への支援拡充を求める意見】
 - ・ 区域指定は、その土地を農地として使い続けてくれというものであり、区域指定された農地でもっと農業がしやすくなるような支援制度が必要ではないか。
 - ・ 将来的に耕作放棄地が増えていく。耕作放棄地が資材置場などになるかもしれない。貯留機能保全区域に指定された土地が耕作放棄地にならないように営農が継続がしやすくなる環境整備や補助制度が必要ではないか。
 - ・ 指定に対するインセンティブがあれば地元としては営農上メリットになる。水路補修や畦道の補修、取水施設の改修などの支援をしてけるとありがたい。
- 【その他】
 - ・ 内水が貯まるのは上流で行われる開発が一因。下流の私たちだけが我慢しなければいけないのか。